

令和8年度障がい者雇用啓発推進事業委託業務に係る仕様書

1 委託業務名

令和8年度障がい者雇用啓発推進事業委託業務

2 目的

本県においては、先進的かつ積極的に障がい者雇用を進めている企業がある一方で、「自社には障がい者が従事できる業務がない」との理由から雇用をためらっている企業も少なくない。本事業は、そのような企業が抱える固定観念を払拭し、経営者層の具体的な行動変容を促すことを目的とする。

そのため、建設業、運輸業、医療・福祉業など一般的に雇用が困難とされる業種における「業務の切り出し」の成功事例に特化して取材や編集を行い、それらの事例を紹介する広報冊子および連動するショート動画を制作し、県内企業へ配布する。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年10月30日まで

4 想定スケジュール

契約締結後～	冊子及び動画の企画・県と協議
～令和8年8月	先進事例先への取材、制作
～令和8年9月	企業へ冊子配付、動画の公開

5 委託業務の内容

受託者は、県と協議の上、以下の業務を実施すること。

(1) 全体企画・ディレクション

- ・「業務の切り出し事例」をテーマとした、冊子と動画を連動させるクロスメディア戦略の企画立案
- ・取材対象企業（5業種・各1法人）の選定支援およびアポイントメントの取得調整
取材対象は、原則として大分県内の企業とし、建設業、運輸業、医療・福祉業などを優先的に選定すること

(2) 広報冊子「ともに働く」の制作

県と協議し内容を企画のうえ、以下のジャーナル「ともに働く」を制作する。

① 対象読者

県内企業の人事担当や職場で障がい者雇用に携わる人たちを対象とする。

② コンセプト

障がい者を雇用した経験がなくても具体的なイメージが湧き、障がい者と「ともに働く」ことがより身近に感じられる誌面とすること

③ 内容（構成案）

- ・巻頭特集（本誌の狙い、業務切り出しの基本的な考え方など）
- ・業種別「業務切り出し」成功事例の紹介（5法人）

タスクの細分化、現場の工夫、失敗談など、読者が自社で再現できるレベルまで掘り下げた記事とし、各記事からショート動画へ遷移できる二次元コードの配置を行うこと

- ・障がい者雇用に関する支援制度や支援機関の案内

④ 仕様

- ・規格 A4判 16ページ（表紙も含める）
- ・用紙 表紙：コート紙 または マットコート紙 135kg程度
本文：コート紙 または マットコート紙 90kg～110kg程度
- ・刷り オールカラー
- ・製本 中綴じ
- ・部数 2, 300部を制作
- ・データファイル PDFデータおよび illustrator 等の編集可能な元データ

（3）広報冊子「ともに働く」の配付

障害者社会参加推進室が指定する配付対象（1, 200社程度）へジャーナルを配付する。なお、宛名ラベルの作成や封入作業、発送手配も委託内容に含めるものとする。封筒については、県からの刊行物であることが分かるよう透明封筒A4サイズを使用することとする。

発送に係る郵送料（切手代・メール便代等）についても本委託料に含めること

（4）広報冊子に連動したショート動画の制作

県と協議し内容を企画のうえ、冊子の事例記事と連動し、ターゲットの興味を惹きつけるための縦型ショート動画を5本（取材先5法人につき各1本）制作する。企業への負担軽減とコスト圧縮のため、冊子用のスチール撮影と動画用の映像撮影は原則として「同日・同時帯」に並行して実施すること

① 対象読者

県内企業の人事担当や職場で障がい者雇用に関わる人たちを対象とする。

② コンセプト

障がい者を雇用した経験がなくても具体的なイメージが湧き、障がい者と「ともに働く」ことがより身近に感じられる動画とすること

③ 内容

スマートフォンでの無音視聴を前提とし、業務の切り出しポイントが視覚的に伝わりやすくすること

④ 仕様

- ・規格 縦型（9：16）、1本あたり約60秒程度
- ・データファイル MP4形式

（5）成果物の納品

①以下の通り、成果物を納品する。

- ・広報冊子「ともに働く」（2,300部から配付対象への配付部数を除いた部数）
- ・障害者社会参加推進室が指定する配付対象へ配付したことが分かる発送リスト等の写し
- ・広報冊子「ともに働く」のデータ（PDFデータおよびillustrator等の編集可能な元データ） 1式
- ・ショート動画データ（MP4形式等） 5本
- ・業務完了報告書

② 納品場所及び期限

- ・場所 大分県福祉保健部障害者社会参加推進室 就労促進班
- ・期限 障害者社会参加推進室が指定する日まで

（6）その他

- ① 事業の実施にあたっては、県と十分に協議のうえ実施するものとする。
- ② 企業等へ取材を行う場合は、事前に取材計画を作成し、取材対象及び内容等について県と調整すること。また、予め取材許可のほか必要な手続きを行うこと。
- ③ 出演者、協力者の肖像権、及び著作権等に関わる調整を行い、冊子及び動画に掲載することの同意を得ること。
- ④ 委託期間のみならず、委託期間終了後も県が動画を使用できるよう出演者、協力者等の肖像権及び音楽の著作権等に関わる調整を行い、県HP等の媒体で配信することの同意を得るとともに、必要に応じて委託料の範囲で料金を支払うこと。
- ⑤ 契約締結後、この仕様書に記載されていない事項が発生した場合及びこの仕様書に疑義が生じた場合には、県と委託候補者と協議し、変更内容について決定するものとする。

6 委託候補者の責務

- （1）契約締結後速やかに責任者を選任し、また、本業務の実施に当たり、協力して業務を行う企業がある場合は、県にその旨届け出る者とする。なお、責任者には、業務委託を実施するために必要な能力及び経験を有する自社の者を選任すること。

- (2) 不測の事態により、定められた期日までに業務委託を完了することが困難になった場合は、直ちにその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。
- (3) 成果物に係る権利は大分県に帰属するものとする。
- (4) 本業務の過程において、県から指示された事項について、迅速かつ的確に実施すること。
- (5) 本業務を遂行するにあたり知り得た機密情報及び個人情報について、漏えい等の防止等適切な管理のために必要な措置を講じ、本事業の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。
- (6) 本業務の遂行中に第三者に与えた損害等については、県の責めに帰すべき事由による場合を除き、責任を負うこと。